

## 愛知県道路公社 優良工事施工業者表彰要領運用基準

1. この基準は、愛知県道路公社優良工事施工業者表彰要領（以下「表彰要領」という。）の適正な運用を図るため必要な事項を定める。
2. 表彰要領第3条に定める選考は次の基準によるものとする。
  - ① 施工業者の選考は工事の内容及び工事の評定点等を勘案し、年度ごとに選考会議で決定する。
  - ② 選考件数は1件程度とする。
  - ③ 工事の評定点は、80点以上とする。
  - ④ 同一年度における同一施工業者の重複表彰は、行わないものとする。
3. 表彰要領第3条(2)については、単なる経営内容のみでなく、社会的評価も考慮して、表彰対象年度以降に次の各号の一に該当する事項がある場合は、表彰を行わないものとする。
  - ① 表彰の対象となる施工業者（表彰の対象となる施工業者が構成員となっている共同企業体及びECI方式による契約を含む。以下同じ。）が、対象年度以降、表彰式までの間に、愛知県道路公社建設工事事故調査委員会で文書注意以上の措置を受けた場合。
  - ② 新聞報道等により社会的に影響を及ぼす不祥事の事実が明らかになる等、表彰するにふさわしくない行為があった場合。
4. 表彰要領第3条の推薦は、前2項の条件を満足するもののうちからとして、様式一1及び様式一2により行うものとする。
5. 表彰要領第5条に定める表彰の方法は、表彰式によるものとし、その開催は第三・四半期開催を目途とし、公社本社内で行なうものとする。

### 附則

この基準は令和8年4月1日から適用する。